

令和7年度

国吉義務教育学校

P T A 総 会 資 料



高岡市立国吉義務教育学校 P T A

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 開会のあいさつ
　　PTA会長
- 3 学校長あいさつ
- 4 教職員紹介
- 5 議長選出
- 6 議事
　　(1) 令和6年度PTA事業報告
　　(2) 令和6年度PTA会計決算報告
　　(3) 会計監査報告
　　(4) 令和7年度事業計画案
　　(5) 令和7年度予算案
　　(6) その他
- 7 新役員選出
- 8 議長退任
- 9 閉会のあいさつ
- 10 閉会のことば

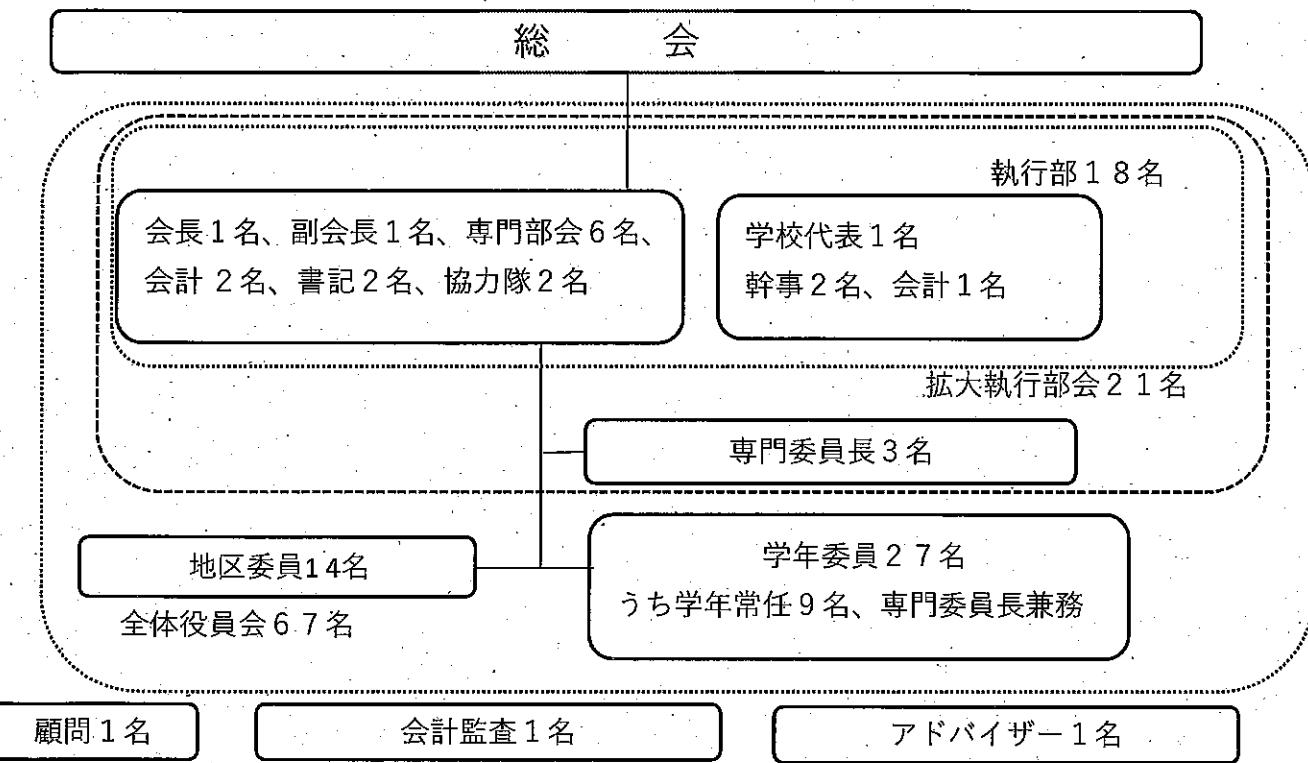
令和6年度 国吉義務教育学校PTA 事業報告書

【活動方針】共に学び、共に成長へみんなで今を楽しもうへ

	主な学校行事等	執行部	文化教養委員会	広報委員会	厚生保健委員会	協力隊	地区委員会
4	4(木) 始業式(全) 5(金) 入学式・進級式(全) 5(金) 地区別児童会(前) 20(土) 授業参観	9(火) 拡大執行部会 16(火) 全体役員会 20(土) PTA総会					
5	12(日) グラウンド・側溝掃除(全) 18(土) 運動会 24(金) ~ 市民スポーツ大会(後)	運動会協力 朝の挨拶運動	委員会 運動会協力	朝の挨拶運動 運動会協力 足形貼り	運動会協力 朝の挨拶運動	特別会費徴収	
6	6(木) 連合運動会(前) 8(土) 9(日) 地区大会(後) 15(土) 16(日) 20(木) ~ メディアコントロール週間(全)	親子活動 (各学年委員: 1~6年)			急救救命講習		資源回収
7	1(月) ~ 5(金) 社会に学ぶ14歳の挑戦(後) 16(火) 学校校保守管理作業(後) 18(木) 地区別児童会(前) 22(月) 23(火) 保護者会(全) 24(水) 終業式(全)	ふるさと大クリーン作戦 街頭補導 PTA 拡大執行部会		広報 1号発行	ふるさと大クリーン作戦 ホール監視		広報誌配布
8	27(火) 始業式(全)	街頭補導					
9		学習發表会イベント説明会					
10	12(土) 13(日) 14(月) 地区新人大会(後) 19(土) 学習發表会(全) 24(木) 西山ウォーク(前)	学習發表会協力 子どもの笑顔支援事業 (学習發表会の時) 実施	学習發表会協力 委員会 学習發表会協力	学習發表会協力 委員会 学習發表会協力	学習發表会協力 研修会サポート	学習發表会協力	学習發表会協力
11	~1(金) ランニング記録会(前) 18(月) パトロール感謝の集い(前) 22(金) 高校説明会(後) 21(木) ~ メディアコントロール週間	プロジェクト研修会					資源回収
12	16(月) 地区別児童会(前) 20(金) 23(月) 保護者会(全) 24(火) 終業式(全)	PTA 拡大執行部会					
1	8(水) 始業式、書初大会(全) 27(月) 半日体験入学(前)	インクカートリッジ回収	委員会				
2	7(金) 授業参観(全)・進級説明会(後) 20(木) ~ メディアコントロール週間	PTA 拡大執行部会 次年度役員選出会					
3	13(木) 卒業証書授与式(全) 24(月) 修了式・終業式(全)		広報 2号発行				広報誌配布

令和7年度 国吉義務教育学校PTAの概要（案）

I 組織図



II 活動方針

『みんなで今を楽しもう～素敵な絆、団結力を武器に～』

国吉のよさってなんだろう？

そう考えたとき、その一つに子供同士、親同士の仲の良さ、団結力の強さがあると思います。

それってすごい力だと思いませんか？その力を是非PTA活動にも活かしていきませんか？

楽しくPTAの活動をしていくためにはどうしたらいいか。

一緒に考えながら活動していきましょう

III 委員会の内容

(1) 文化教養委員会

- ・会員の教養を高め、見識を広げるために研修会や教養講座を開催する。
- ・会員・児童生徒の協力をもとにインクカートリッジの回収を行い、学校備品の補充に寄与する。

(2) 広報委員会

- ・会員及び特別会員への情報提供及び相互の情報交換を図ることを目指して、年2回広報誌を発行する。
- ・高岡市PTA連絡協議会広報委員会に所属する。

(3) 厚生保健委員会

- ・会員及び児童生徒の健康・体力の増進を目指し、スポーツ大会や救急救命講習会等の企画運営を行う。
- ・あいさつ運動、校下巡回を実施する。

(4) 協力隊

- ・学校と協力し、各種後方支援を行う。
- ・会員相互の親睦を兼ねた交流を促進する。

高岡市立国吉義務教育学校 P T A 会則 (案)

(名称)

第1条 本会は、国吉義務教育学校 P T A と称し、事務局を国吉義務教育学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員とが協力して、学校と家庭と地域社会における児童・生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。併せて、会員の教養を高めるとともに相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、国吉義務教育学校に在籍する児童・生徒の保護者と勤務する教職員及びこの会の趣旨に賛同する者によって構成する。

- (1) 通常会員 在学中の児童・生徒の保護者と勤務教職員
- (2) 特別会員 校下に在住し、本会の目的・趣旨に賛同する者

(会計)

第4条 本会の経費は、会費、事業収益、寄附金及びその他の収入による。

- 2 会費の額及び徴収方法は、総会に因り決定する。
- 3 本会の活動に必要な経費は、総会で認められた予算に基づいて行う。
- 4 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。
- 5 この会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 児童・生徒の健全な育成と福祉を増進すること
- (2) 学校の教育環境の整備に関するここと
- (3) 地域の社会教育の振興に関するここと
- (4) 会員の知識・教養の向上及び相互の親睦に関するここと
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 1名 |
| ③ 専門部会部員 (広報・文化教養・厚生保健) | 各2名 |
| ④ 学校代表 | 1名 |
| ⑤ 幹事 | 2名 |
| ⑥ PTA協力隊 | 2名 |
| ⑦ 会計 | 3名 (PTA 2名・学校 1名) |
| ⑧ 書記 | 2名 |
| ⑨ 会計監査 | 若干名 |
| ⑩ 学年常任委員 | 各学年 1名 (兼文化教養委員) |
| ⑪ 学年委員 | 各学年 3名 |
| ⑫ 地区委員 | 各自治会 1名 |
| ⑬ 顧問 | 若干名 |
| ⑭ アドバイザー | 若干名 |

(役員の選出)

第7条 本会の役員を次のとおり選出する。

- (1) 執行部役員は、原則各学年より 1 ~ 2 名選出し、総会において承認する。なお、会長及び副

会長は選出の対象に含まない。

- (2) 学校代表は、義務教育学校長がこれにあたる。
- (3) 幹事は、義務教育学校教頭がこれにあたる。
- (4) 専門委員長は、原則として前年度の各専門委員より互選し、就任する。
- (5) 学年常任委員は、原則として各学年の文化教養が就任する。
- (6) 学年委員は、各学年の会員中より互選し、就任する。
- (7) 地区委員は、各自治会所属の会員中より互選し、就任する。
- (8) 顧問・アドバイザーは、本会の功労者並びに学識経験者中より会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 執行部役員の任期は、原則2年とする。その他役員は、1年とする。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の職務困難時には、副会長がその職務を代理する。
- 3 専門部会部員は、専門委員長と協力し各部会の運営に当たる。また会長・副会長の依頼に応じ、その職務を代理する。
- 4 学校代表は、本会の円滑な運営に協力する。
- 5 幹事は、事務局の事務を遂行する。
- 6 会計は、本会の金銭の収支を正確に把握し、会長の承認を得た上、本会の金銭の収納、支払いを行い、年次総会において会計報告を行う。
- 7 書記は、本会における活動の記録と会員への事業報告を行う。文書作成、配布を行う。
- 8 協力隊は、PTAにおける職務を円滑に運営できるように協力するとともに、児童・生徒の健全育成を推進する。
- 9 会計監査は、本会の会計を隨時監査し、総会において監査報告を行う。
- 10 専門委員長は、関係教諭と協力し、所属専門委員会の運営にあたる。
- 11 学年常任委員及び学年委員は、関係教諭と協力し、所属学年委員会の運営にあたる。
- 12 地区委員は、所属自治会において、本会活動の円滑化を図る。
- 13 顧問・アドバイザーは、本会の活動に対し、助言と援助を行う。

(機関及び任務)

第10条 本会の運営のため、次の機関を設け、機関の議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、総会開催が困難な場合、役員会が必要と認めた場合は、書面決議をもって総会に代えることができる。

- (1) 総会 本会の最高機関であって、定時総会及び臨時総会とする。
- (2) 全体役員会 運営の必要事項について、総会の代行機関となることができる。
- (3) 執行部会 本会の運営上の諸事項を企画審議し、その執行にあたる。
- (4) 専門委員会 各専門委員会の活動に関する諸事項を企画審議し、その運営にあたる。
 - (ア) 文化教養委員会：会員の教養を高め、見識を広げるための活動を行う。
 - (イ) 広報委員会：会員及び特別会員への情報提供及び相互の情報交換を図る。
 - (ウ) 厚生保健委員会：会員及び児童・生徒の健康及び体力の増進を目指す。
- (5) 学年委員会 各学年委員会の活動に関する諸事項を企画審議し、その運営にあたる。
- (6) 特別部会 本会の運営上必要とする部会を隨時設けることができ、別に定める部会運営規則により、必要事項を審議する。

2 機関の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総会 会員
- (2) 全体役員会 執行部、専門委員長、地区委員、学年常任委員、学年委員
- (3) 執行部会 会長、副会長、専門部長・副部長、学校代表、幹事、会計、書記、

協力隊、（専門委員長）

- (4) 専門委員会 専門委員長、学年常任委員、学年委員、担当教諭
(5) 学年委員会 学年常任委員、学年委員、担当教諭

3 機関の招集は、次のとおりとする。

- (1) 総会、全体役員会、執行部会及び特別部会は、会長が招集する。
(2) 専門委員会は、専門委員長が招集することができる。
(3) 学年委員会は、学年常任委員が招集することができる。

(個人情報)

第11条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

(改正)

第12条 この会則の改正については、総会において行う。

(慶弔)

第13条 本会の慶弔に関しては、別に定める。

(細則)

第14条

- 1 本会は、自主独立のものであり、他の団体又は機関の支配や干渉を受けない。
- 2 会員は、平等の義務と権利を持ち、第2条の目的をめざして協力しあう。
- 3 通常会員の会費は、毎月徴収する。ただし、7月は、2か月分徴収する。
- 4 特別会員の会費は、1学期（5月中）に徴収する。
- 5 総会は、事業報告及び事業計画並びに決算及び予算の審議を行う。
- 6 委員の選出は、年度初めに行う。

(発効)

第15条 この会則は、令和7年度総会以後直ちに発効する。

高岡市立国吉義務教育学校 P T A 慶弔規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、高岡市立国吉義務教育学校 P T A（以下「PTA」という。）会則第12条の規定に基づき、PTA会員及び関係者の慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

（慶弔贈与金の種類）

第2条 会員及び関係者並びにその遺族に対して、次に掲げる慶弔贈与金を支給する。

(1)弔慰金

(2)その他の慶弔贈与金

（慶弔贈与金の支給基準）

第3条 前条に規定する慶弔贈与金の支給基準及び額は、次のとおりとする。

(1)弔慰金

(イ)通常会員（在学中の児童・生徒の保護者）

①会員及びその配偶者が死亡した場合 10,000円

(ア)通常会員（勤務教職員）

①会員及びその配偶者が死亡した場合 10,000円

②会員の実父母及び同居の義父母が死亡した場合 5,000円

(ウ)特別会員（通常会員以外の校下の会員）

①会員及びその配偶者が死亡した場合 その都度協議

(2)その他の慶弔贈与金 その都度協議

2. 慶弔贈与金は実情に応じ供華、供物に代えることができる。

（支給）

第4条 前条に規定する慶弔贈与金の支給を受けようとする会員及びその遺族へは、その事実が発生した日から1か月以内に支給するものとする。

（雑則）

第5条 P T A 関係者とは次の者を指し、その功績の程度に応じ、第3条に準じ慶弔贈与金を決定する。

(1) P T A 事業に対し、金品の寄贈又は労力の提供等により多大な功績がある者

(2)かつて多年にわたり、PTA事業の職務に従事し功労がある者

(3)その他、特にPTA事業に深い関係がある者

2. この規程に定めるもののほか、必要な事項は P T A 会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和7年4月の総会の日より施行し、令和7年4月1日から適用する。

高岡市立国吉義務教育学校 P T A 個人情報取扱方法（案）

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、国吉義務教育学校 P T A（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施する事業においても個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

（個人情報保護管理者）

第4条 本会は第1条に掲げる目的の達成のため個人情報保護管理者（以降、管理者）を置き、本会会長をもってこれに充てる。管理者は個人情報の収集、利用、提供、管理に関し、この規程の定めに従い適正に処理する責任を有する。個人情報の保護に関して重要事項・疑義が生じた場合は執行部会の協議とする

（個人情報の取得）

第5条 個人情報の収集は、本会活動に必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集し、利用目的を明確に定める。ただし要配慮個人情報については取得しないものとする。

（利用目的の特定）

第6条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

（個人情報の利用の制限）

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（管理）

第8条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者への提供の制限）

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- ・本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合（第三者からの提供）
- 第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認する。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (保有個人情報の開示請求)
- 第11条 本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。
- (保有個人情報の訂正または削除請求)
- 第12条 本会は、本人から保有する個人情報の利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。
- (漏えい時などの対応)
- 第13条 個人情報を漏えい等（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告する。
- (研修)
- 第14条 個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。
- (雑則)
- 第15条 この規程は令和7年4月の総会の日より施行する。

高岡市立国吉義務教育学校スポーツ・文化事業激励金支給規程（案）

（目的）

第1条 スポーツや文化事業に対して一生懸命に取り組み、全国大会や北信越大会へ参加する児童・生徒に対し、激励を込めサポートするため支給するものとする。

（対象）

第2条 全国大会や北信越大会および同等レベルの大会に参加する部活動部員およびスポーツ・文化事業団員とする。ただし、応援者は除く。

（支給額）

第3条 前条に規定する激励金の支給基準及び額は、次のとおりとする。

（1）後期課程の生徒

（ア）全国大会又は同等レベルの大会に出場した場合

① 部活動で出場した場合 10,000円

（団体出場の場合 2,000円×登録者数、ただし上限を20,000円とする）

② 部活動以外のスポーツ・文化事業において出場した場合 5,000円

（イ）北信越大会又は同等レベルの大会に出場した場合

① 部活動で出場した場合 5,000円

（団体出場の場合 1,500円×登録者数、ただし上限を15,000円とする）

（2）前期課程の児童

（ア）全国大会又は同等レベルの大会に部活動以外のスポーツ・文化事業において出場した場合 5,000円

（団体出場の場合 1,000円×登録者数、ただし上限を15,000円とする）

※支給基準の参考として、大会要項と賞状の写しを提出する。

2 前項に定めるほか、勝ち進んだ場合及び看板や横断幕の設置については、都度関係者（学校代表、PTA会長、同窓会会长等）において協議・検討する。

（報告）

第4条 本激励金については、児童・生徒の激励を主目的とするため、使途に関する会計報告は求めないものとする。

2 本大会に欠場した場合は、速やかに返金するものとする。

（その他）

第5条 この規程に定めの無い事項については、関係者又は執行部役員会で協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月の総会の日より施行し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年度 国吉義務教育学校PTA 事業計画書 (案)

【活動方針】みんなで今を楽しもう～素敵な伴、団結力を武器に～

	主な学校行事等	執行部	文化教養委員会	広報委員会	厚生保健委員会	協力隊	地区委員会
4	7(月) 始業式(全) 8(火) 入学式・進級式(全) 10(木) 地区別児童会(前) 授業参観	10(木) 新旧役員執行部会 15(火) 全体役員会 19(土) PTA総会					
5	11(日) グランンド・側溝掃除(全) 17(土) 運動会 24(土)～市民スポーツ大会(後)	運動会協力 朝の挨拶運動	委員会 運動会協力	朝の挨拶運動 運動会協力 足形貼り	運動会協力 朝の挨拶運動	特別会費徴収	
6	5(木) 連合運動会(前) 7(土) 8(日) 14(土) 15(日) 地区大会(後) 17(火)～メディアコントロール週間(全)	親子活動 (各学年委員: 1～6年)	プロック研修会		急救救命講習	研修会サポート	資源回収
7	6月 30(月)～4(金) 社会に学ぶ14歳の挑戦(後) 8(火) 学校林保守管理作業(後) 16(水) 地区別児童会(前) 22(火) 23(水) 保護者会(全) 24(木) 終業式(全)	ふるさと大クリニック作戦 街頭補導 PTA拡大執行部会		広報 1号発行	ふるさと大クリニック作戦 プール監視		広報誌配布
8	27(水) 始業式(全)	街頭補導					
9	11(土) 12(日) 13(月) 地区新入大会(後) 18(土) 学習発表会(全)	学習発表会イベント説明会					
10	11(土) 12(日) 13(月) 地区新入大会(後) 18(土) 学習発表会(全)	学習発表会協力	委員会 学習発表会協力	学習発表会協力	学習発表会協力	学習発表会協力	学習発表会協力
11	～7(金) ランニング記録会(前) 11(火) 西山ウォーク(前) 21(金) 高校説明会(後) 25(火) パトロール感謝の集い(前) 18(火)～メディアコントロール週間						資源回収
12	17(水) 地区別児童会(前) 22(月) 23(火) 保護者会(全) 24(水) 終業式(全)	PTA拡大執行部会					
1	8(木) 始業式、書初大会(全) 26(月) 半日体験入学(前)		インクカートリッジ回収	委員会			
2	6(金) 授業参観(全)・進級説明会(後) 19(木)～メディアコントロール週間	PTA拡大執行部会 次年度役員選出会					
3	9(?) 卒業証書授与式(全) 24(火) 修了式・終業式(全)	広報 2号発行					広報誌配布